| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | その他のもの | | | |
| | たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用するものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。） | | A | |
| | その他のもの | | | |
| | ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス） | | R | X |
| | その他のもの | | A | |
| 第二十二類 | 飲料、アルコール及び食酢 | | | |
| 二二・〇一 | 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪 | | A | |
| 二二・〇二 | 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。） | | | |
| 二二〇二・一〇 | 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | R | |
| | その他のもの | | R | |
| 二二〇二・九〇 | その他のもの | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | B7 九・六% | |
| | その他のもの | | B7 九・六% | |
| 二二〇三・〇〇 | ビール | | | |
| 二二・〇四 | ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。） | | | |
| 二二〇四・一〇 | スパークリングワイン | | X | |
| | その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの | | | |
| 二二〇四・二一 | 二リットル以下の容器入りにしたもの | | X | X |
| 二二〇四・二九 | その他のもの | | | |
| | その他のぶどう搾汁 | | | |
| 二二〇四・三〇 | アルコール分が一%未満のもの | | | |
| | 砂糖を加えたもの | | | |
| | しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの | | B15 二九・八%（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | |
| | その他のもの | | B15 二三% | |
| | その他のもの | | | |
| | しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの | | B15 一九・一% | |
| | その他のもの | | B15 二五・五% | X |
| | その他のもの | | | |
| 二二・〇五 | ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） | | | |
| 二二〇五・一〇 | 二リットル以下の容器入りにしたもの | | X | |
| 二二〇五・九〇 | その他のもの | | | |
| | アルコール分が一%未満のもの | | B15 一九・一% | X |
| | その他のもの | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二二〇六・〇〇 | その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） | | | |
| | アルコール分が一%未満のもの | | B15 二九・八%（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | |
| | その他のもの | | | |
| | 清酒及び濁酒 | | X | |
| | その他のもの | | | |
| 二二・〇七 | 発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物 | | X | |
| | その他のもの | | | |
| | 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの | | A | X |
| | その他のもの | | | |
| 二二〇七・一〇 | エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） | | | |
| | アルコール分が九〇%以上のもの | | | |
| | 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの | | A | |
| | その他のもの | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | | |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | X | A |
| | その他のもの | | | |
| 二二〇七・二〇 | エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 | | X | A |
| 二二〇八・二〇 | ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒 | | | |
| 二二〇八・三〇 | ウイスキー | | A | |
| 二二〇八・四〇 | ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒 | | | |
| 二二〇八・五〇 | ジン及びジュネヴァ | | | |
| 二二〇八・六〇 | ウオッカ | | | |
| 二二〇八・七〇 | リキュール及びコーディアル | | | |
| 二二〇八・九〇 | その他のもの | | | |
| | エチルアルコール及び蒸留酒 | | | |
| | フルーツブランデー | | | |
| | その他のもの | | | |
| | エチルアルコール | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | A | X |
| | その他のもの | | | |
| | その他のもの | | | |
| | アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） | | A | X |
| | その他のもの | | | |
| | その他のアルコール飲料 | | | |
| | 合成清酒及び白酒 | | | |